## 議案第43号

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月27日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (平成18年渋川市条例第99号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、第 2条第1項の規定による教育長の給料月額は、631,000円とする。 ただし、第5条に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用 しない。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 理 由

教育長の給料について、厳しい財政状況下であることから、減額を行うため、所要の改正をしようとするものである。

## 渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

附 則 1 ~ 7 (略)	改 正 案		現	行
	附 則 1~7 (略) 8 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの 2条第1項の規定による教育長の給料月額は、631, ただし、第5条に規定する期末手当の額の算出に当たっ	1~7 (略) O間においては、第 000円とする。	-77L	11